

令和5年3月17日

ふじみ野市立小学校
保護者 様

ふじみ野市教育委員会

自転車乗車用ヘルメットの着用について

日頃より本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

標記の件につきまして、全ての自転車利用者は乗車用ヘルメットの着用が努力義務となる改正道路交通法が公布され、令和5年4月1日から施行されることとなります。

つきましては、下記のとおり、改正道路交通法の趣旨を踏まえ、自転車に乗る際は、各ご家庭で乗車用ヘルメットの準備にご協力いただきますよう、お願いいたします。

記

【乗車用ヘルメットに関する規定】

改正後の道路交通法第63条の11

- 自転車の運転手は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めること。
- 自転車の運転手は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めること。
- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めること。

【乗車用ヘルメット着用の重要性】

自転車事故で亡くなった人のうち、半数以上の方が頭部に致命傷を負っています。ヘルメットの着用と非着用では、致死率が約2.2倍になるとのデータもあります。自分自身の命を守るため、自転車に乗る場合はヘルメットを着用させるようお願いいたします。